第６号様式

随意契約について

公表年月日	令和８年１１月１日
担　当　課	保育課

契約業者名・住所	イトヤ株式会社・東京都練馬区谷原３丁目１９番１２号
工事等の名称	松飛台保育所給食室床改修修繕
工事等の場所	松飛台保育所（松戸市五香西４－４４－１）
種　別	修繕
工事等期間	令和８年１１月２０日から令和８年１１月２３日まで
契約金額	２，８０５，０００円
工事等の概要	松飛台保育所給食室における床及び側溝の改修、拐取塗布工事
随意契約の理由	松飛台保育所の給食室床面について、凹凸のあるコンクリート仕上げとなっており汚れが滞留しやすく、また回転釜周辺には水をせき止める段差が存在し、作業時の転倒の危険性など現場調理員の労働安全衛生上の問題を従前より指摘されていた。 しかし、給食室内の大規模な改修工事を実施するためには相当期間の給食提供を停止しなければならず、保育所運営に大きな支障をきたすため実質的に不可能であった。そのため、事故に関して特に気を付けながらの作業を現場調理員に強いている状況が続いていた。 そんな中、当該業者は、ミルクリートを用いたMMZ工法という最短2日間で施工ができる特殊な技術を有しており、その特殊な工法を用いれば給食提供を止めることなく床全面及び排水設備の改修を行うことが可能であり、本工事には、床及び排水設備の改修に加え、厨房機器の一時撤去、機器の復旧作業など必要となるが、これらを他業者に依頼することなく一体的に工期内に実施が可能である。 また当該業者は過去3年間にわたり、市内複数の保育所に置いて同種の給食室改修工事（床及び排水設備含む）を施工した実績を有しており、各施設における施工条件や運営制約を踏まえた施工ノウハウを蓄積していることから、過去の施工後においても、各施設の使用状況を踏まえた適切なアフターフォロー及び不具

	合対応を迅速に行っており、施設運営への影響を最小限に抑えながら安定的な維持管理に寄与し信頼が厚い。 　したがって、当該業者は上記の限られた期間内で保育所運営を妨げずに修繕を行うことができる限られた業者であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、随意契約を締結するものである。また、松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号により 1 者見積とする。